

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

内閣府説明資料

令和8年8月



骨太方針等における 女性活躍・男女共同参画に関する主な記載について

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（抄）①

（令和8年7月21日閣議決定）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

（4）人材力の強化・人材総活躍

（人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現）

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等⁶⁶に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。（略）

3. 国民の安全・安心の確保

（3）治安・安全の確保

（犯罪対策、被害者支援）

（略）安全・安心な社会の実現に向け、保護司支援を含む再犯防止、司法アクセスの充実、司法DX、司法外交、過去の反省を踏まえた再審制度の適切な運用、犯罪被害者等支援、交通安全対策に取り組む。

66 「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」（令和8年6月25日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）、「地域未来戦略」、「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）、「「地域働き方・職場改革」の今後の方向性について」（令和8年6月4日第5回地域働き方・職場改革等推進会議）。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（抄）②

（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

（2）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

（攻めの予防医療と疾病対策）

（略）更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」¹³⁸の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等を図る。

（略）

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

（略）A I等の最先端の科学技術を学ぶ機会の継続的な提供等、女子中高生の理工系進路選択に向けた産学官・地域一体での取組や、ライフイベントに関わらず研究が継続できるよう若手女性研究者への支援等を促進する。

¹³⁸ 令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

III. 8つの分野横断的な課題の解決

4. 人材育成

（2）対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

iii）「人材力」の基盤となる環境整備

固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャス・バイアスの払拭に向け、キャリア教育等を推進する。

「文理の壁」を越えてイノベーション等を担う女性人材を育成するべく、「理工系女子人材の倍増」に向け、省庁横断で計画を持って取り組むこととし、とりわけ、大学の工学系学部の女子学生数の割合について、直近の状況から2040年に倍増を目指す。それに向けて、女子児童・生徒、保護者及び教員を対象とした、理工系分野に対する興味・関心を産学官・地域一体で喚起することによる女子小中高生の理系進路選択支援の強化¹³²や、女子を始め児童・生徒の意欲・能力を伸長するため、高等教育機関と初等中等教育機関による組織対組織での取組¹³³等を推進する。また、大学等における理工系分野の女性など学生の多様性の確保のための取組を促進する¹³⁴とともに、女性の理工農・デジタル系人材育成を強化するため、女子大学における理工農・デジタル系学部の新設・拡充を支援する。大学等においても若手の女性研究者がライフイベントがある中でも活躍できるよう研究費や研究環境の整備等を推進する。（略）

132 女子中高生の理系進路選択支援プログラム等を推進。

133 次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）等。

134 理工系分野の女性など入学者の多様性を確保する観点から対象になると考えられる者に関し、合理的な理由なく単に属性のみを理由とした一律な差異を設けることなく、公平性・公正性を確保した大学入学者選抜や環境整備等、学生の多様性の確保に資する取組を実施する大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等による支援を行う。

III. 8つの分野横断的な課題の解決

5. 労働市場改革

（2）対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

iii) 多様な人材の労働参加の促進

（女性活躍の推進）

戦略分野における女性活躍は総じて進んでいない状況にあり、「のびしろ」が大きい。特定の産業分野や職種は男性のものであるという思い込み（アンコンシャス・バイアス）が女性の活躍を狭める要因ともなっており、企業の意識や行動を変えていくことが重要である。そのためにも、企業の意思決定層や管理職における女性の増加にも取り組んでいかなければならない。まず、戦略分野における女性活躍の重要性について、官民が明確に認識を共有するとともに、女性、女子学生等にメッセージを発信していくことが重要である。また、意欲ある女性が能力を遺憾なく発揮できるエコシステムの構築に向けて、官民が連携して取組を強力に進める必要がある。

○「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

4. （2）③iii) に記載の女子小中高生の理系進路選択への支援の強化や、女子大学における理工農・デジタル系学部の新設・拡充支援等に取り組む。

戦略分野等への転換を希望する女性の人材育成・就業促進のため、各分野のニーズに対応したり・スキリングを強化する。

○ 産業分野、業種、職種の壁を越えて女性が全方位で活躍できる環境整備

戦略分野ごとの特性・実情等に応じて、女性の若手研究者・技術者向けの研修会等の開催やネットワークづくりなど、人材育成、新規参入、長時間労働の是正を始めとする就業継続等に資する取組の推進や、ロボットの開発や遠隔操作の導入、女性用トイレ・更衣室、事業所内託児所の整備など、体力・性別の壁を越えて活躍できる環境整備の取組を促進する。また、企業からも女性の採用に向けた情報を積極的に発信することも必要である。

地域において、産業クラスターの形成や17の戦略分野において必要となる女性人材の育成や就業・登用促進等の取組を、目標設定を含めて計画的に行うことが重要である。こうした取組や、地域によっては色濃く残っている固定的性別役割分担意識の解消等に、経済団体、企業、労働組合、大学、当事者である働く女性等と連携して主体的に取り組む地方公共団体を強力に支援する。

○ 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

全ての分野における女性活躍の環境整備を底上げし、ライフイベントによりキャリアを諦めることなく、更に活躍できる社会を実現することが不可欠である。企業が女性活躍の重要性を認識し、就業継続、男女間賃金差異の是正、処遇改善、キャリアアップなど女性活躍を加速するため、企業向けアウトリーチ・伴走型支援の方策や、女性の就業環境の改善に資するハラスメント対策・健康支援の取組の更なる周知・啓発の方策について2026年夏までに検討する。また、家事・子育て支援の強化や、男性の育児休業取得の促進に取り組む事業主への支援、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など、仕事と子育て・介護等の両立支援や共働き・共育てを推進する。

「地域未来戦略」 （抄）

（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第3節 選ばれる地方の実現に貢献する主な施策の推進

国全体の持続的な発展のためには、東京圏の転出入状況を把握しつつ、若者や女性を始めとする東京圏への過度な一極集中を是正することが重要である。地方が生きがいややりがいを感じられる場として選ばれるためには、地方に魅力を感じる若者や女性が増えることが重要である。

Ⅰ 魅力が感じられる地方の実現

Ⅰ. 多様性に富んだ地方の実現

（１）・（２）（略）

（３）地域の男女共同参画・女性活躍の推進

- ① 女性の起業を通じた新たな職場の創出
- ② 地域における男女共同参画社会の形成の促進
- ③ 地域における女性活躍推進の加速化

（４）（略）

[工程]

（前略）

- ・2026年度に発足した（独）男女共同参画機構が、2030年度までを期間とする中期目標に基づき、各地の男女共同参画センター等を強力に支援する。
- ・地域女性活躍推進交付金等により、男女共同参画センター等が行う連携・協働の取組や女性人材の育成等の取組を推進する。

（後略）



令和8年度男女共同参画関係政府全体予算について

令和8年度 男女共同参画関係政府全体予算について

令和8年度 男女共同参画社会の形成を目的とする施策・事業の予算額について

○ 令和8年度の「男女共同参画社会の形成を目的とする施策・事業」の予算額の合計は、約4330億円。

○ そのうち、主なものは以下のとおりであり、その総額は約4244億円 ※5。

分野	施策・事業名	令和8年度予算額	備考
第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現	育児休業給付（国庫負担分）（厚生労働省）	1113億円	—
	育児時短就業給付（厚生労働省）	505億円	※1
	両立支援等助成金※2（厚生労働省）	410億円	※1
	出生後休業支援給付（厚生労働省）	248億円	※1
	労働時間等設定改善に向けた取組の推進（厚生労働省）	112億円	※1
第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	施設整備（女性専用施設（更衣室、仮眠室等）の整備）（防衛省）	34億円	—
	働き方改革関連経費（防衛省）	20億円	—
第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備	マザーズハローワーク事業推進費（厚生労働省）	45億円	※1
第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進	ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（文部科学省）	12億円	—
第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	母子家庭等対策費（こども家庭庁）※3	1747億円	—

※1 特別会計

※2 内訳は、育休中等業務代替支援コース（278億円）、出生時両立支援コース（48億円）、育児休業等支援コース（30億円）、柔軟な働き方選択制度等支援コース（18億円）、介護離職防止支援コース（18億円）、不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース（0.8億円）及び事業所内保育施設コース（0.4億円）。なお、雇用安定給付事務取扱費を含む。

※3 内訳は、児童扶養手当（1532億円）、母子家庭等対策総合支援事業（203億円）、母子等福祉対策費（11億円）及び養育費確保に必要な経費（1億円）。

※4 本表は、第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の各項目に対応する形でとりまとめているため、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）の各項目に対応する形でとりまとめた「令和7年度男女共同参画基本計画関係予算」との単純比較はできない。

※5 各事業の予算額は、億円未満を四捨五入の上、億円単位で記載しているため、合計額が異なる。



女性用トイレにおける行列問題の改善 に向けた取組について

女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた取組について

骨太の方針2025(抜粋)・第6次男女共同参画基本計画(抜粋)

○ 女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する。

関係府省連絡会議

目的

「骨太の方針2025」において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられたことを踏まえ、関係府省間の緊密な連携を確保し、効果的な施策の検討・実施を図る。

構成

議長：内閣官房副長官補（内政担当）
副議長：内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼
内閣府男女共同参画局長
国土交通省総合政策局長
構成員：内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
総務省大臣官房地域力創造審議官
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
厚生労働省健康・生活衛生局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

<開催実績> ※

- 第1回（令和7年7月9日）
 - ・ 本会議の開催について
 - ・ 女性用トイレに係る行列問題の現状等について
 - ・ 今後の取組について
- 第2回（令和8年6月12日）（持ち回り）
 - ・ トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドラインについて
 - ・ 女性トイレの行列問題に関する海外調査について

取組内容

※ 関係府省連絡会議の下に、課長級の幹事会も開催（第1回R7/8/7、第2回R7/12/19）

令和7年7月以降、以下の取組を実施。

- ① 仮設トイレに係る緊急の呼びかけ → 昨年7月、各所管業界等に対して、
イベント開催時における女性用トイレへの配慮を求める事務連絡を発出 <関係府省>
- ② 好事例の収集 → 昨年12月、関係府省等を通じて**行列の改善に向けた取組を収集・横展開** <内閣府>
(掲載場所) <https://www.gender.go.jp/toilet.html>
- ③ トイレ設置数に係る基準の点検・見直し
→ 昨年11月、国交省において協議会を立ち上げ、
今年6月、便器数の設置に係る**基準や適用のあり方についてガイドラインをとりまとめ** <国交省>
(掲載場所) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000374.html

内閣府男女共同参画局ＨＰより

令和 7 年 1 2 月 1 9 日版

女性用トイレ行列解消の取組 課題対策事例集

内閣府男女共同参画局

課題と対策一覧

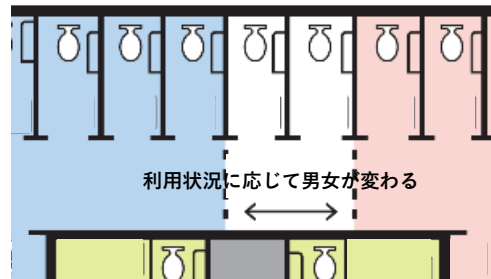
課題	対策	施設名	ページ
女性用トイレの個数の不足への対応	女性用トイレの増設	JR東海 新大阪駅	3
		あ・ら・伊達な道の駅	3
	女性用トイレと男性用トイレの間仕切りの変更	JR西日本 大阪駅	4
		群馬コンベンションセンター（Gメッセ群馬）	4
		IGアリーナ（愛知国際アリーナ）	5
	女性用トイレと男性用トイレのサイン切替	国立競技場	6
		新国立劇場	7
	イベント時の十分なトイレ数の確保	鳥取港重要港湾指定50周年記念 鳥取港福フェス	8
		長岡まつり大花火大会	8
女性用トイレの長時間利用への対応	パウダーコーナー等の整備	広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）	9
		あ・ら・伊達な道の駅	9
	利用時間の可視化・お知らせ	ジョイナス	10
	掲示等による意識啓発	東京メトロ 表参道駅	10
空室状況の見えにくさへの対応	空室状況の見える化（個室）	JR東日本 東京駅	11
		広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）	11
		東京メトロ 銀座駅	12
	空室状況の見える化（ゾーン）	JR東海 新大阪駅	13
	空室状況の見える化（施設全体）	大丸東京店	14
		羽田空港第1、第2ターミナル	14
	地域のトイレの場所の見える化	TOKYOトイレマップ	15

女性用トイレの個数の不足への対応

対策② 女性用トイレと男性用トイレの間仕切りの変更①

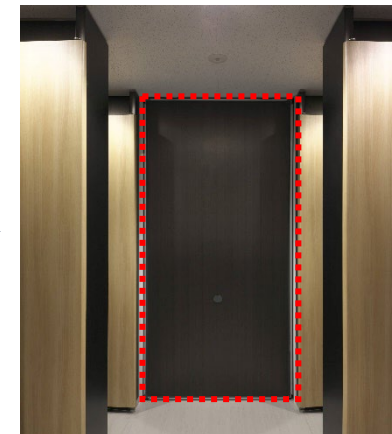
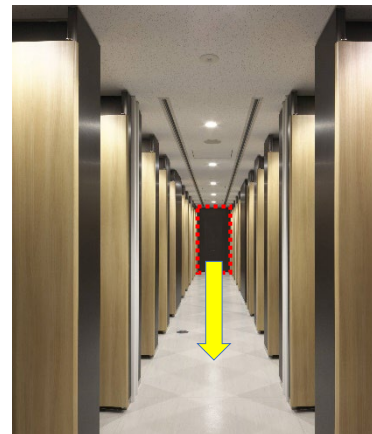
女性用トイレと男性用トイレの境界を可動式間仕切り壁にし、利用状況に応じて壁を移動して男女の個室数を調整。

JR西日本・大阪駅
(改札内1階 西口トイレ)



小松ウオール工業株式会社・
ランニングウォールを使用

群馬コンベンションセンター (Gメッセ群馬)
(展示ホール・2階トイレ)



小松ウオール工業株式会社・ランニングウォールを使用

<類似の取組を行っている施設例>

—

女性用トイレの長時間利用への対応

対策① パウダーコーナー等の整備

女性用トイレに**パウダーコーナー等を設ける**ことで、個室での化粧利用を抑制。
さらに、洗面台とパウダーコーナー等を別とすることで、洗面台の混雑を緩和。

広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）
（2階 VIPエリア・一般観客席エリアのトイレ）

洗面台前に鏡を設けず、別途、鏡付きパウダーコーナーを設け
洗面台の混雑を回避



洗面台



パウダーコーナー

あ・ら・伊達な道の駅
（西側トイレ）

女性用トイレ個室での化粧直し利用が混在していたため、パウダーコーナーを別途設置



パウダーコーナー

<類似の取組を行っている施設例>
IGアリーナ（愛知国際アリーナ）、東京メトロ 銀座駅

空室状況の見えにくさへの対応

対策① 空室状況の見える化（個室）①

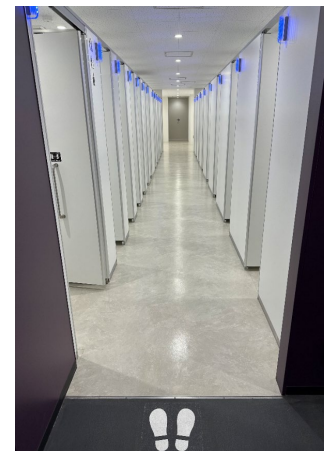
サイン等で各個室の空室状況を分かりやすくすることで、空いている個室へスムーズに誘導し、行列の解消を促進。

JR東日本 東京駅
（八重洲地下中央口改札内トイレ）

空室時は「空室」の表示が見えるようにして、
空室状況を可視化



広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）
（2階 一般観客席エリアのトイレ）



女性用トイレ内の様子



扉が閉まるとランプが
青色から赤色に変化

<類似の取組を行っている施設例>

東北自動車道 佐野SA（下り線）、IGアリーナ（愛知国際アリーナ）、東京メトロ 表参道駅

- ガイドラインでは、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、**トイレの行列問題の改善に向けた対応方針**を示す。
※ 不特定多数の者が利用する施設のトイレ（公共トイレ）を対象とする。

1. 基準のあり方 <主な対象者：基準を策定する者（学会や行政、施設管理者等）>

- ・ 基本的な考え方（①、②）を踏まえ、トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行うこと。
- ① **利用者構成や占有時間の変化等を踏まえ、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすること。**
※ 男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比について、改めて検討することを含む。
- ② **男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること。**

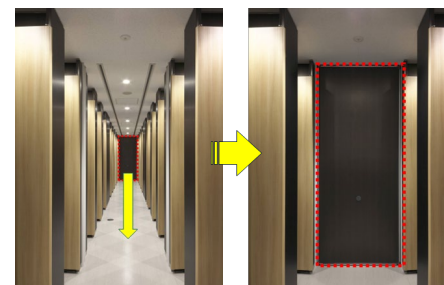
2. 適用のあり方 <主な対象者：施設を設計又は管理する者>

- ・ 基準を適用する際には、実態調査等によるデータの収集・反映を行い、施設に応じた調整を行うこと。
- ・ トイレの面積は、男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提にせず、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定すること。 等

3. 行列改善に向けた取組 <主な対象者：施設を設計又は管理する者>

- ・ 便器を増設することが最も効果的であること。
- ・ イベントによって利用者の男女比が大きく変動する施設のトイレにおいては、男女の便器数を柔軟に調整できる取組を導入すること。 等

※ 事例集も併せて参照すること。（内閣府HP：<https://www.gender.go.jp/toilet.html>）



群馬コンベンションセンター